

おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)の素案(各論編・新旧対照表)について

【目次】

章		節	ページ
1	子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり	1 社会全体の意識づくり	1
		2 子どもの人権を尊重する意識づくり	1
		3 男女共同参画に関する意識づくり	3
2	結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	1 結婚、妊娠・出産への支援	4
		2 若者の就労支援	6
3	子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	1 子どもや母親の健康づくり	7
		2 思春期からの健康づくり	10
		3 子どもの病気への支援	11
		4 食育の推進	12
4	子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援	1 地域子育て支援サービスの充実	14
		2 幼児期の教育・保育の環境整備	16
		3 子育て支援者の育成	18
		4 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	19
5	子育ても仕事もしやすい環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	22
		2 男性の育児参画の推進	23
		3 女性の就労支援	24
6	きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	1 児童虐待に対する取組の強化	26
		2 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	28
		3 子どもの貧困対策の推進	30
		4 ひとり親家庭への支援	32
		5 障がい児への支援	35
		6 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	38
		7 在住外国人の親と子どもへの支援	40
7	子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	1 幼児教育の充実	41
		2 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり	42
		3 家庭や地域の教育力の向上	48
8	子どもにとって安全・安心なまちづくり	1 子育てしやすい生活環境づくり	50
		2 安心して外出できる環境づくり	52
		3 子どもを交通事故から守る環境づくり	53
		4 子どもを犯罪から守る環境づくり	54

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
1	おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)の素案(各論編・新旧対照表)について											
2												※網掛けは第3期計画との変更点
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
47	II 各論編											
48	第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり					第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり						
49	第1節 社会全体の意識づくり											
50	1 めざす姿											
51	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや子育て中のお母さん、お父さんに声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。 若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。 子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。 					<ul style="list-style-type: none"> 子どもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。 (変更なし) (変更なし) 						・父母以外の保護者がいることも想定し、文言修正
52	2 具体的な取組											
53	①子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深めるとともに、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪が広がるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。											
54	②子どもや若者が、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等を感じられるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。					②子どもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。						・今回のめざす姿具体像「子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる」に沿ったものとするため
55	③「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。											
60	第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり											
61	1 めざす姿											
62	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。 子どもが、自分も他者も大切にす気持ちを持つことができます。 大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。 											
63												
64												
65												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
66	2 具体的な取組											
67	(1)子どもの権利についての普及・啓発											
68	①子どもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨や、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。					①子どもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。						平成28年児童福祉法改正に伴う変更
69	②子どもが、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。					②子どもが、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、子どもの保護や支援に当たっては、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。					●	・県民会議委員意見(第2回)を踏まえ、子どもの最善の利益の優先を考慮することを記述
70	(追加)					③子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。						令和元年児童福祉法改正に伴う変更
71	③いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。					④(内容変更なし)						項目番号ズレ
72	(2)子どもの人権に関する学習の推進											
73	①子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル(技能)や態度の育成を図ります。											
74	②子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。											
75	(3)子どもの自尊感情の醸成											
76	①学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう参加的、体験的な学習を進めます。					①学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。						現在、人権の授業づくりを進める中で、「人権尊重の3視点」を活用した授業づくりを推進している。 人権尊重の3視点とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点で、「自己存在感」「共感的関係」「自己選択・決定」を取り入れた授業展開であり、「参加的、体験的」を深化したもの
77	②学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう参加的、体験的な学習を進めます。					②学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。						現在、人権の授業づくりを進める中で、「人権尊重の3視点」を活用した授業づくりを推進している。 人権尊重の3視点とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点で、「自己存在感」「共感的関係」「自己選択・決定」を取り入れた授業展開であり、「参加的、体験的」を深化したもの

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
4												
78	3 数値目標											
79	体験的参加型による人権学習を実施した児童生徒数の割合					体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合						長期総合計画の見直しとの整合性を図る
80	人権教育推進のファシリテーター養成数(累計)					人権問題講師団の活用回数						現行の教育長計の目標と統一 次期長計でも継続で検討中
83	第3節 男女共同参画に関する意識づくり											
84	1 めざす姿											
85	<ul style="list-style-type: none"> ・「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識が是正され、個人の考え方や行動が尊重されます。 ・男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。 ・女性も男性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・「男は仕事、女は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。 ・(変更なし) ・(変更なし) 					●	<ul style="list-style-type: none"> ・1ポツ目「おおいた男女共同参画プラン」(H28～R2)との整合性を図る ・2ポツ目: 県民会議委員意見(第2回)を踏まえ、「楽しみ」とせず、原文のままとする。
86												
87	2 具体的な取組											
88	①男女が互いに対等な立場で、性別にかかわらず、個人が自分らしい仕事や生き方を選択できる、男女共に生きやすい社会となるよう、幅広い世代を対象に、NPO、企業、大学及び地域団体等多様な主体の参加により、男女共同参画に関する教育・学習機会の提供や啓発の充実に努めます。					①家庭・地域・働く場での固定的な性別役割分担の是正を図るための意識啓発を行います。						・「おおいた男女共同参画プラン」(H28～R2)との整合性を図る
89	②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。											
90												
91												
92	③職場や地域等での女性の活躍を推進します。					③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。						「おおいた男女共同参画プラン」(H28～R2)との整合性を図る
93												
94	3 数値目標											
95	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合											
96	管理的職業従事者に占める女性の割合											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
100	第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進					第2章 結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり						
101	第1節 結婚・妊娠・出産への支援					第1節 結婚・妊娠・出産への支援						
102	1 めざす姿											
103	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚から、妊娠、出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受け取ることができます。 ・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(削除) ・子どもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・ポツ1はこの節だけのめざす姿ではなく、計画全体に通じるものであるため、削除 ・WG意見「結婚すること、親になるということはどういうことか、親になることには責任を伴うことなども記載してほしい」という意見を踏まえ、文言変更。 ・ポツ3は「第2節」に統合 ・ポツ4は希望する人が→結婚を希望する若い世代がに変更(少子化対策としての結婚支援であるため) 	
104	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(削除) 						
105	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する人がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。 						
106	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ(生殖機能)について、正しい知識を得ることができます。 ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) 						
107												
108	2 具体的な取組											
109	(1)次代の親の育成											
110	①次代の親になるための意識の醸成											
111	ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。											
112	イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、働きながら子育てをするロールモデルとなる社会人の話を聞いたり、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。					イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。					<ul style="list-style-type: none"> ● 現在実施しているライフデザイン出前講座を中心とした文言に調整 ・仕事や結婚も踏まえたライフデザインに関する学習の充実であることを明記(事前資料送付後追加) 	
113	(追加)					ウ これから子どもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。					新たな取組追加	
114	②若者の自立への支援											
115	ア 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。					(削除)					めざす姿のポツ3を第2節に統合しているため、第2節へ移動	
116	イ 児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。					(削除)					めざす姿のポツ3を第2節に統合しているため、第2節へ移動	

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
117	ウ 社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。					ア (変更なし)						項目番号ズレ
118												
119	エ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得させるとともに、インターシップ等を通して働くことの意義等を理解させることにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。					イ (変更なし)						項目番号ズレ
120	オ 経済的な理由により教育を受ける機会が失われることがないよう、奨学金事業の活用や必要に応じて授業料の減免により就学を支援します。					ウ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。 なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。						・新大分県総合教育計画との整合性を図 ・私立高校生に係る記述の追加
121												
122	③出会いの場づくり等への支援 (追加)					(2)結婚支援の充実						
123						① 個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。						・長期総合計画(中間見直しR2~R6)との整合性を図る ・WG意見を踏まえ修正「喜び等を啓発」に変更
124	結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、市町村やNPO等と協力して、多様な出会いの場づくりを支援します。					② OITAえんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、NPOや企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。						・新たな取組(出会いSC等)の追加 ・長期総合計画(中間見直しR2~R6)との整合性を図る
125	(2)妊娠・出産にかかる相談支援サービス等の充実					(3)妊娠・出産にかかる相談支援サービス等の充実						
126	①妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、地域の実情に応じた「子育て世代包括支援センター」の整備を推進します。					①妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援のため、妊娠期からのサポートが可能な「子育て世代包括支援センター」、身近な地域で子育てを応援する「地域子育て支援拠点」、子ども家庭支援全般に係る業務を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」等が連動する取組を推進します。						・地域の実情に合わせて、親子の住んでいる地域(地区)や市町村での重層的な取り組みを推進することを記載(第1校では「子育て世代包括支援センターの活用推進」を記載)
127												
128												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4											事前資料送付後の変更	変更理由等
129	<p>②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊(男性原因を含む)に関する正しい知識の普及・啓発を行います。</p>					<p>②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊、不育、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康管理アプリ等を利用した周知を行います。</p>					●	<p>・新たな取組の追加 ・文言の調整(事前資料送付後の修正)</p>
130	(3)不妊に悩む人への支援					(4)(内容変更なし)						項目番号ズレ
131	<p>①「大分県不妊専門相談センター」の周知と生殖心理カウンセラー(臨床心理士)の配置により相談体制の強化を図るとともに、不妊に悩む人たちのサークルの活動の場を設け、精神的負担の支援に努めます。</p>					<p>①「大分県不妊専門相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー(公認心理士)、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊・不育に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。</p>						センター配置職員の充実に伴う変更等
132	<p>②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。</p>										●	文言の調整を行い、原案に戻したもの(事前資料送付後の修正)
133	3 数値目標											
134	出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数					出会いサポートセンター成婚数						
135	特定不妊治療費の助成件数											
139	第4節(第3章の) 若者の就労支援					第2節 若者の就労支援						
140	1 めざす姿											
141	<p>・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。 ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。</p>											
142	<p>・早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。</p>											
143	<p>・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。</p>											
144	2 具体的な取組											
145	<p>①時代の流れに対応した産業分野等の企業を積極的に誘致するとともに、進出企業と地場企業の共生・発展を図りながら、地場産業の育成を行い、雇用の場の創出に努めます。</p>					<p>①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。</p>						安心・活力・発展プランの修正に伴うもの
146	<p>②「ジョブカフェおおいた」において、企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。</p>					<p>②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。</p>						「ジョブカフェおおいた」の業務内容に即した記載に変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
147	③将来を見据えた職業選択を行うためには、早い時期からの職業観、勤労観の醸成が必要であることから、企業とのタイアップも図りながら、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア教育を推進します。また、高等学校では卒業生相談窓口の設置等により、卒業生や中途退学者等の仕事上の悩みや離職・転職の相談等に対応するとともに、関係機関と連携して支援します。					③児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。 また、児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。						3期計画の第1節を移動・統合
148	④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います											
149	⑤学生の頃からキャリアプランの一つとしての「起業」を認識してもらうためのセミナーなどを実施します。											
150	3 数値目標											
151	若年者(35歳未満)就職率					若年者(45歳未満)就職率						「ジョブカフェおおいた」における就職支援の対象年齢を概ね40歳未満としており、支援が効果的な方は40歳代前半で支援しているため、これと整合させるもの。
152	新規高卒者の県内就職率											
153	(農業・林業・水産業)新規就業者数											
159	第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進					第3章 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり						
160	第2節 子どもや母親の健康づくり					第1節 子どもや母親の健康づくり						
161	1 めざす姿											
162	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。 ・妊娠中の女性が、少ない負担で安心して健診を受けることができます。 ・妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。 ・出産や子育てが多くの人に支えられていると実感できます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・(変更なし) ・(変更なし) ・子どもの育ちや子育てが多くの人に支えられていると実感できます。 					●	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちの視点を追加 ・文言を調整(事前資料送付後の修正) 「親の子育て」→「子育て」
163	2 具体的な取組											
164	(1)安全・安心な妊娠・出産環境の確保											
165	①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、確実な周産期医療体制を維持します。					①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。						県周産期医療協議会での検討状況から表現を変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
166	②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。											
167	③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。											
168	④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。											
169	⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。											
170	(追加)					⑥精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。						取組追加(H28年度～実施) 切れ目のない支援として、産前産後のメンタルヘルスだけでなく、必要な方への産後の継続支援について、記載するため、(2)妊娠期からの支援に追記し(1)の環境整備は現行のままの記載としたい。
171	(2)妊娠期からの子育て支援の充実											
172	①妊娠中の女性が、「子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。					①「『子どもの育ち』や『子育て』が多くの人に支えられている」と実感できるよう、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。					●	・市町村の子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点等が連携して、支援を行っていくことが望ましいため。 ・文言調整(事前資料送付後の修正) 親の子育て→子育て
173	②妊娠・出産にかかる専門的な悩みに対応する体制(おおいた妊娠ヘルプセンター)の充実を図ります。					②妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに対応するため、子育て・女性健康支援センター(おおいた妊娠ヘルプセンター)の充実を図ります。						妊娠・出産・子育て期を含めた女性の健康支援を行っているため
174	③育児に対する不安軽減を図るため、市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業を推進します。					③精神的に不安定になりがちな妊娠中から、産科や小児科と必要に応じて精神科と行政が連携して支援を行う(「ベリネイタルビジット事業」等を利用すること、産後うつ予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。						・精神的に不安になりがちな方のメンタルヘルスケアに関し追記(第6章(1)①でも記載) ・妊産婦のメンタルヘルスケア「大分トライアル」やベリネイタルビジット事業を、ヘルシースタートおおいたの取組の中で推進している。今後は、さらに、産後ケア事業の取組みを推進する。

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
175	(3)地域におけるネットワークの推進											
176	圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導(ペリネイタル・ビジット)事業を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。											
177	(4)子どもの健やかな発育・発達への支援											
178	①市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。											
179	②子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を行います。					②市町村と連携し、子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。						市町村が主となって実施している部分が多いため
180	③心身の状態や経済的状況等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制整備を推進します。					③心身の状態や経済的状況等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制の充実を図ります。						妊娠届け出時からの連携支援について、ヘルシースタートおおいたの取組の中で推進しているため
181	④むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の普及を図ります。											
182	3 数値目標											
183	周産期死亡率					周産期死亡率(過去5年間の平均)						
184	妊娠11週以下での妊娠の届出率											
185	全出生数中の低出生体重児の割合											
186	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)											
187	乳幼児健康診査の受診率(3歳)											
188	むし歯のない3歳児の割合											
189	むし歯のない12歳児の割合											
190	妊娠中の妊婦の喫煙率											
191	育児期間中の母親の喫煙率											
192	育児期間中の父親の喫煙率											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
196	第3節 思春期からの健康づくり					第2節 思春期からの健康づくり						
197	1 めざす姿											
198	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。 ・思春期の子どもが、自分の健康に興味を持ち健康な生活習慣を送るために必要な判断ができるようになります。 ・思春期の子どもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。 											
199												
200												
201	2 具体的な取組											
202	(1)思春期特有の悩みの軽減への支援											
203	「大分県こころとからだの相談支援センター」や保健所において、思春期特有の第二次性徴や人間関係における悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。					「大分県こころとからだの相談支援センター」や保健所において、身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。						思春期からの相談支援としての視点で、思春期特有の悩みを含めて、身体的・精神的不安や悩みと表現
204	(2)健康教育等の推進											
205	保健所において学校保健と連携し、思春期の性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。					保健所・市町村において学校保健と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。						思春期教育は市町村も実施しているため、追加
206	(3)学校保健における指導の充実											
207	①学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、学校保健委員会の設置を推進し、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。											
208	②心の問題の相談も含めた保健室機能の充実を図るとともに、各種講習会や研修会を充実させ、関係職員の資質の向上を図ります。											
209	③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において保健指導計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。											
210	④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、心のつながりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。					④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神、さらに多様な性への理解に基づき、心のつながりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。						現在では、男女平等にとどまらず、多様な性への理解が求められているため「さらに多様な性への理解」を追加。
211	⑤スクールカウンセラーの配置を促進し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。					⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。						スクールソーシャルワーカーを追加

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
212	3 数値目標											
213	十代の人工妊娠中絶率											
216	第4節 子どもの病気への支援					第3節 子どもの病気への支援						
217	1 めざす姿											
218	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもの病気に関する相談や医療を受けることができます。 ・子どもの医療費に係る負担が軽減されます。 ・小児慢性特定疾患の子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・(変更なし) ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要な子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。 						小児慢性特定疾病患者に限らず長期に療養が必要な児への支援として記載
219												
220												
221	2 具体的な取組											
222	(1)小児救急医療体制の整備											
223	①子どもの応急処置等についての指導や、適切な医療機関を紹介するなど、小児医療に関する電話相談事業を実施します。					①休日・夜間における子どもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。						他の具体的な取組に合せた修正
224	②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。											
225	③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。											
226	(2)早期治療の促進等											
227	①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、子どもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。											
228												
229	②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。					②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。						児童福祉法に基づく医療費助成事業となったため。
230	③長期に療養が必要な子ども(小児慢性特定疾患児童等)及びその保護者を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。					③長期に療養が必要な子ども(小児慢性特定疾病児童等)及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。						保護者や兄弟児を含め家族と表現変更
231	④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。											
232	3 数値目標											
233	小児の重症患者を受け入れる二次救急医療圏の整備率					小児の二次救急医療体制の整備率(整備済医療圏数/医療圏数)						

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
237	第5節 食育の推進					第4節 食育の推進						
238	1 めざす姿											
239	<ul style="list-style-type: none"> ・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まります。 ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。 ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。 ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、地域の食文化を大切にする気持ちが生まれます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。 ・(変更なし) ・(変更なし) ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。 						・第3期大分県食育推進計画(H28年度-R2年度)の書きぶり合せのもの。
240												
241												
242	2 具体的な取組											
243	(1)食を通じた家族のふれあい											
244	①食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」などを通じて、孫から祖父母まで幅広い世代と一緒に料理や食事することで、食の楽しさを伝えていきます。					①家庭と一緒に食事をするを推奨して、孫から祖父母まで幅広い世代と一緒に料理や食事することで、食の楽しさを伝えていきます。						・現在は、食を通じて豊かな心や愛情が育まれるよう、家庭での共食(一緒に食事をする)を推進。 ・食育は日常生活の基盤である家庭で実施することが重要と考えており、まず第一に家族での共食を推奨する。 ・近年、事情により家族が別々に食事をしていなければならない家庭や一人暮らしも増加している。一方、家庭に代わって団らんの場を提供する子ども食堂や地域サロンが急速に増加しているため、そこで食育を推進していく。(下記②)
245	②「第3日曜日(家庭の日)は家族みんなで“いただきます!”の日」の普及・定着化を図ります。					(削除)						取組廃止(「第3日曜日(家庭の日)は家族みんなで“いただきます!”の日」の啓発を行っていない。)
246	(追加)					②家庭に代わり温かな団らんを提供している子ども食堂などの地域の共食の場で世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。						現在は、食を通じて豊かな心や愛情が育まれるよう、子ども食堂の場などを通じて食育を行っている
247	(2)望ましい食習慣の定着											
248	①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
4												
249	②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「子どもの料理教室」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。					②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「若者世代講座」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。						現在、日食協の委託事業で子ども対象はおやこの食育教室と世代別スキルアップ事業の若者世代講座のため
250	③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。											
251	④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。											
252	⑤家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、栄養教諭等が中心となり、スクールカウンセラーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な支援を行います。					⑤家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で行い、さらにスクールカウンセラーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な支援を行います。						食習慣の改善は、栄養教諭のみならず学校全体で行うことが重要なため
253	(3)地域の食文化の継承											
254	①おおいた食育コーディネーターやおおいた食育人材バンク(食育ひろげ隊)などの食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。					①おおいた食育人材バンク(食育ひろげ隊)などの食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。						取組廃止に伴う変更
255	②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解させるとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていくなを育成します。											
256	3 数値目標											
257	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)											
258	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)											
259	おおいた食育人材バンクの「食文化」分野登録者数					(削除)						目標を達成したため

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
262	第2章 地域における子育ての支援					第4章 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援						
263	第1節 地域子育て支援サービスの充実											
264	1 めざす姿											
265	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聞いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられます。 ・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。 ・子どもが、同じ年頃の友達と一緒に学び、遊べる機会が増えます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・(変更なし) ・(変更なし) ・子どもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。 ・(変更なし) 						<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブや放課後チャレンジ教室に係るめざす姿を追加
266	<ul style="list-style-type: none"> ・(追加) ・子どもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。 											
267	2 具体的な取組											
268	①24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン(電話)0120こども子育てー462よろずー110ひやくとーばん」を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。											
269	(追加)					②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育て応援支援が可能となるなど、柔軟な運用を促進します。					●	長期総合計画との整合性を図るため追加
270												
271	②子育て支援サービスが使えるクーポンを配布し、サービスの周知と利用促進を図ります。					③(内容変更なし)						項目番号ズレ
272	③主に乳幼児とその親が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するとともに、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支えるための取組のほか、地域子育て支援拠点から家庭等に向かう訪問支援を行うなど、機能の充実に努めます。					④(内容変更なし)						項目番号ズレ
273	④利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。					⑤(内容変更なし)						項目番号ズレ
274	⑤保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。					⑥(内容変更なし)						項目番号ズレ
275	⑥冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。					⑦(内容変更なし)						項目番号ズレ

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
276	⑦認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。					⑧(内容変更なし)						項目番号ズレ
277	⑧保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間(7日以内)子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。					⑨(内容変更なし)						項目番号ズレ
278	⑨保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。					⑩(内容変更なし)						項目番号ズレ
279	⑩昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。					⑪(内容変更なし)						項目番号ズレ
280	⑪小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」の実施を促進します。また、「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」と「放課後児童クラブ」との連携を推進します。					⑫小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。						・事業見直しによる教室名の変更があるため、活動の総称に記述を変更。 ・「放課後チャレンジ教室」は全校区で開設されている。教室とクラブの連携について各市町村の課題に対する指導助言を行ってきて、開設場所の隔たり以外の理由で連携ができてないところは、ほぼないので削除
281	3 数値目標											
282	地域子育て支援拠点の設置数					地域子育て支援拠点について、知っていると答えた就学前児童の保護者の割合					●	・全市町村に設置されており、今後は整備ではなく、利用してもらうことを目的とするため変更する。 ・就学前児童の保護者の割合に変更(第2回県民会議委員意見)
283	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数					ファミリー・サポート・センターについて、知っていると答えた就学前児童の保護者の割合					●	・既に多くの市町村に設置されており今後の拡大が見込まれないので、利用してもらうことを目的とするため変更する。 ・就学前児童の保護者の割合に変更(第2回県民会議委員意見)
284	一時預かり実施保育所数											
285	ショートステイ事業実施市町村数					(削除)						目標を達成したため
286	トワイライト事業実施市町村数											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
287	放課後児童クラブ数											
288	条例で定める児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合											
291	第2節 幼児期の教育・保育の環境整備											
292	1 めざす姿											
293	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な認定こども園や幼稚園、保育所で質の高い教育・保育が受けられます。 ・3歳未満で2人目以降の子どもの保育料を軽減します。 ・それぞれの地域に、子どもを預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。 ・幼稚園、保育所等は、子どもにとって安全で、安心できる、楽しい場所です。保護者も安心して預けることができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・3歳未満で2人目以降の子どもの保育料を全額免除します。 ・(変更なし) ・(変更なし) 					<ul style="list-style-type: none"> ・R1.10～第2子保育料を半額免除から全額免除に拡充(にこにこ保育事業(令和元年度7月補正予算)) 	
294												
295												
296	2 具体的な取組											
297	(1)幼児教育・保育の提供体制の確保(待機児童ゼロに向けた取組)											
298	①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。											
299	②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。											
300	③幼稚園、保育所等を利用する子どもの安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。											
301	④子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村の取組を支援します。					④子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。					<ul style="list-style-type: none"> ・R1.10～第2子保育料を半額免除から全額免除に拡充することに伴う変更 	
302	⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。											
303	⑥認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。					⑥認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組の支援や認可外保育施設に対する巡回支援を行います。					新規取組の追加	
304	(2)多様な保育ニーズへの対応											
305	①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)」の実施を促進します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
306	②保育ニーズの増大している地域や人口減少地域など、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、少人数の単位で3歳未満の子どもを預かる「家庭的保育(保育ママ)」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」を実施する市町村を支援します。											
307	③病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。											
308	④保育所や放課後児童クラブなどそれぞれの地域でサービスが利用できるよう、環境整備を促進します。											
309												
310	(3)幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保											
311	①幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、子どもの人権、保育に必要な知識及び技術、衛生管理等に関する研修を充実します。											
312	②保育所等の機能強化を図るため、障がいのある子どもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭や子どもへの対応等専門性を高める研修を実施します。											
313	③待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。					③待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保と質の向上を図ります。						・長期総合計画(中間見直しR2～R6)との整合性を図る
314	(追加)					④働き方改革により、保育士等の負担を軽減し、本来の保育に専念できるよう支援します。						・長期総合計画(中間見直しR2～R6)との整合性を図る
315	(追加)					⑤ICTの普及促進や保育補助者の配置支援により保育士の業務の効率化と負担軽減を図ります。						・長期総合計画(中間見直しR2～R6)との整合性を図る
316	④幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。					⑥幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。						・番号ズレによる変更
317	3 数値目標											
318	教育・保育施設定員数(1号認定)					(削除)						女性の社会進出に伴い、1号認定(満三歳以上の学校教育を希望する小学校就学前の子ども)は減少する一方で、2号認定は増加傾向にある。ニーズに沿った、教育・保育施設の必要な定員数を確保する主旨であれば、2号認定定員数で内容を確認できる。このため削除するもの。
319	教育・保育施設定員数(2号認定)											
320	教育・保育施設定員数(3号認定)											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
321	認定こども園数											
322	認定こども園数と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数											
323	病児・病後児保育実施施設数											
324	保育コーディネーター養成数											
327	第3節 子育て支援者の育成											
328	1 めざす姿											
329	<ul style="list-style-type: none"> ・思いどおりにいかない子育てにイライラ。そんな時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。 ・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。 											
330												
331												
332												
333	2 具体的な取組											
334	①保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための研修を充実します。											
335	②地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。											
336	③家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。											
337												
338	④放課後児童支援員や放課後チャレンジ教室等の関係者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。					④放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。						・事業見直しによる教室名の変更があるため、活動の総称に記述を変更
339												
340	⑤地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。											
341	⑥地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。											
342	⑦公民館などで家庭教育講座や子育てサロンなどを行う「家庭教育支援員」の養成講座を県が開催し、支援員のスキルアップを行います。					(削除)						338行目に集約し、本項は削除

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
343	⑧子どもの心身の健康や豊かな情操が育まれるよう、児童館において遊びの指導等を行う児童厚生員等に対する研修事業への支援を行います。					⑦(内容変更なし)						項目番号ズレ
344	(追加)					⑧地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。					●	長期総合計画と整合性を図るもの
345	3 数値目標											
346	放課後児童支援員研修の受講者数(累計)					放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(人・累計)						長期総合計画と整合性を図るもの
347	地域子育て支援拠点職員研修の受講者数(のべ年間)											
348	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数											
352	第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実											
353	1 めざす姿											
354	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。 ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。 ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。 											
355												
356	2 具体的な取組											
357	①地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。											
358	②必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、「大分県子育て支援情報ホームページ『子育てのタネ』」に様々な情報を集約し、わかりやすく提供します。											
359	③病院の待合室やコンビニ等の場や、マスメディア、多様なICT(情報通信技術)を活用した情報提供等、子育て家庭への情報発信の方法等について創意工夫に努めます。											
360	④子育て支援に関する行政情報や、先進的な取組事例等を県ホームページ「大分県次世代育成支援のページ」等を活用して提供します。					④子育て支援に関する行政情報や、地域の先進的な取組事例等を県ホームページ「子育てのタネ」、「大分県次世代育成支援のページ」等を活用して提供します。					●	<ul style="list-style-type: none"> ・広報手段を追記したもの ・県民会議(第2回)委員意見を踏まえ、文言修正
361	⑤「おおいたNPO情報バンク(おんぼ)」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
362	⑥住民に身近な市町村における、きめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。											
363	3 数値目標											
364	利用者支援事業を実施している市町村数											
365	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)											
366	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合											
370	第5節 子育て支援のネットワークづくり											
371	1 めざす姿											
372	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。 ・子育て支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさ・喜びも得られます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。 ・(変更なし) 						<ul style="list-style-type: none"> ・1ポツ目: つながる対象を明記 ・6ポツ目: 子ども食堂等の取組を踏まえ、追加 <p>参考) 施策体系案の基本姿勢に「さまざまな主体とつながる」という視点を追加</p>
373	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) 						
374	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、年齢の違う子ども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の人たちとの交流を通じて、たくさんの体験や発見をすることができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) 						
375	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、お父さん・お母さんや学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、相談したりできる場所があります。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) 						
376	<ul style="list-style-type: none"> ・(追加) 					<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。 						
377	2 具体的な取組											
378	(1)地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり											
379	①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。											
380	②子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点間の連携を深め、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの普及や、スタッフの専門性の確保等に取り組めます。											
381	(2)NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働											
382	①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。											
383	②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。											
384												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
385	③企業の子育て支援の取組を促進するため、地域で活動するNPO等と企業との協働を支援します。											
386	(追加)					④高齢者による子育て支援等の地域活動への取組を支援します。						「パワフルシニア活動応援事業」の創設
387	(3)子どもの居場所づくり											
388	①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などの子どもの健全な居場所づくりを応援します。											
389	②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めます。					②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めます。						事業見直しによる教室名の変更があるため、活動の総称に記述を変更
390	③社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会が行う「子育てサロン」や、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場づくりの活動を支援します。					③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場づくりを支援します。						文言整理
391	(追加)					④市町村との連携による「子ども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「子ども食堂地域ネットワーク」の形成を図ります。						「子どもの貧困」に係る取組と同内容(再掲)
392	(4)地域ぐるみの交流活動の推進											
393	①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。											
394	②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「児童館」や「放課後児童クラブ」、「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」等の活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。					②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。						3期計画の活動内容は、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワーク活動に包含されるため、文言を整理
395	③総合型地域スポーツクラブへの加入促進 子どもから高齢者まで誰もがそれぞれの興味・関心やレベルに合わせて気軽にスポーツに親しめるとともに、多様な交流の場となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を推進します。					③多様目・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。						総合型地域スポーツクラブについては、県内全市町村に設立され、県としての支援も創設・育成から質的向上へとシフトしつつある。 また、『交流活動の推進』という観点からは、総合型がその一翼を担うために取り組む事項について記すべきとの判断から内容を見直した。
396												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
397	④大人が子どもの手本となるように、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組み、大人から子どもへの積極的な声かけを県民総参加で行う「県民総ぐるみあいさつ運動」などを行います。					④大人が子どもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組みます。					●	・県民会議委員意見(第2回)を踏まえ、文章を見直し
398	3 数値目標											
399	放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室が連携する小学校区の割合					放課後児童クラブと連携する放課後チャレンジ教室の割合						「放課後チャレンジ教室」は、おおむね全中学校区で開設されている。教室とクラブの連携について各市町村の課題に対する指導助言を行い、開設場所の隔たり以外の理由で連携ができてないところは、ほぼない状況。指標の変更
400	総合型地域スポーツクラブの会員数					(削除)						取組内容が質的な内容に変更したことに伴い、指標を削除するもの。
403	第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり					第5章 子育ても仕事もしやすい環境づくり						
404	第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進											
405	1 めざす姿											
406	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。 ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるという意識が広がります。 ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。 											
407												
408	2 具体的な取組											
409	①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。											
410	②「おおいた子育て応援宣言」を行った経営者団体、労働団体、行政の8団体で設置されたワーク・ライフ・バランス推進会議と連携を図り、県内企業における仕事と子育ての両立支援等ワーク・ライフ・バランスの浸透を図ります。					②労使代表者、有識者等で構成された「おおいた働き方改革推進会議」で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等ワーク・ライフ・バランスにつながる議論を行い浸透を図ります。						ワーク・ライフ・バランス推進会議が発展的に解消されたため。
411	③社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
412	④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業の拡大を図ります。											
413	⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進事業者」として顕彰するとともに、取組の成果等について、広報・啓発を行います。					⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「おおいた女性活躍推進事業者」として表彰するとともに、取組の成果等について、広報・啓発を行います。						H29年度より左記表彰を創設
414	(追加)					⑥企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。					●	長期総合計画との整合性を図る
415	(追加)					⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。					●	長期総合計画との整合性を図る
416	3 数値目標											
417	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみんマーク認定)企業数					「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業数						子育て満足度日本一を掲げる大分県独自の認証制度を推奨(現在は国の認定数)
418	(追加)					女性の育児休業取得率						女性の育児参画の推進状況をより適切に示す「育児休業取得率」に指標を変更
423	第2節 男性の育児参画の推進											
424	1 めざす姿											
425	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。 ・家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まります。 ・家族のふれあいが増えることで、子どもの健やかな育ちにいい影響を与えます。 ・子育てを経験することで、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。 ・(変更なし) 					<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての楽しさを強調する書きぶりとする。 	
426												
427												
428												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
429	2 具体的な取組											
430	(1)効果的な意識啓発											
431	①男性の育児参画についての理解や関心が深まり、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子の配布や、インターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発等の取組を行います。また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組を支援します。					①9～11月を「おおいた子育て満足度日本一」推進期間と位置づけ、男性の育児参画についての理解や関心はもちろん、県民総参加による取組が促進されるよう意識啓発を進めます。また、啓発冊子の配布やインターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発等や男性の子育て参画を促進する市町村等の取組の支援を行います。						・R1年度からの取組追加
432	②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。											
433	③PTAにおける父親の会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進するために、県内各地の父親の会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。											
434	(2)男性の育児参画を可能とする職場環境づくり											
435	①男性の子育て支援について先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。											
436	②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参画が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。											
437	(追加)					③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。					●	長期総合計画の見直しとの整合性
438	3 数値目標											
439	男性の子育て支援事業を実施している市町村数					男性の育児休業取得率						男性の育児参画の推進状況をより適切に示す「育児休業取得率」に指標を変更
443	第3節 女性の就労支援											
444	1 めざす姿											
445	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な子育ての段階や状況の中で、女性が希望する働き方を選択することができます。 ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。 ・(追加) 					<ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・(変更なし) ・女性のチャレンジを後押しする仕組みづくりを支援します。 					女性の就業環境整備及び就業促進の文言を追加	
446												
447												
448												
449												
450												
451												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4					現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)	事前資料 送付後の 変更	変更理由等
452					2 具体的な取組							
453					①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。 さらに、県ホームページ「おおいた女性チャレンジサイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。							
454												
455					②女性の継続就労、職域拡大、登用促進をしている企業の取組を紹介する講演会の開催など、企業向けの啓発を行います。					②女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。		・H29年度「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を創設したため。
456					③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。							
457					④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。							
458					⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、職場復帰に必要な基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。					⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、職場復帰に必要な基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。 さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能な在宅ワークに関する支援を行います。		インターネットの普及により在宅ワーク就業数が急増しており、自宅で子育てをしながら働く女性を支援します。
459					⑥女性の起業を支援するため、セミナーの開催や各種資金の融資を行うとともに、制度の周知に努め、利用拡大を図ります。また、農山漁村で働く女性に対し、技術の習得や経営への参画に関する支援を行います。							
460												
461												
462												
463					⑦妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度(再雇用特別措置制度)の普及促進を図ります。					⑦妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度の普及促進を図ります。		厚生労働省の助成制度である再雇用特別措置制度について、大分労働局に確認した結果を修正します。

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
464	3 数値目標											
465	働きたい女性のための託児サービス利用件数					女性が輝くおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数(累計)						・女性の継続就業、登用、働きやすい職場環境づくり等を目標として宣言する企業を増加させることが女性の就労支援の指標に適しているため。(長期総合計画、男女共同参画プランにも同様の指標)
471	第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援					第6章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援						
472	第1節 児童虐待に対する取組の強化											
473	1 めざす姿											
474	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をつくれます。 ・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図られます。 ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。 ・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。 											
475	2 具体的な取組											
476	(1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応											
477						①子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、児童虐待の発生防止等のため、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。						H28児福法改正を踏まえた変更
478	①医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。					②医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。						・産前・産後母子支援事業の実施による変更 ・番号ズレ
479	②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。					③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。						番号ズレ
480	③要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所など関係機関との連携を図ります。					④要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。					●	・要対協の構成員充実促進の取組を追加 ・関係機関に「配偶者暴力相談支援センター」を追加(県民会議(第2回)委員意見を踏まえ変更)

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
481	④児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。					⑤児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。						番号ズレ
482	(2)児童相談体制の強化											
483	(追加)					①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。					●	長期総合計画の見直しとの整合を図る
484	①重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するなど、職員の資質向上を図ります。					②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。						非常勤弁護士を配置している現状を踏まえ変更
485	②心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。					③(以下変更なし)						番号ズレ
486	③中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図ります。					④(以下変更なし)						番号ズレ
487	④児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。					⑤(以下変更なし)						番号ズレ
488	⑤「児童家庭支援センター」における、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。					⑥(以下変更なし)						番号ズレ
489	(3)児童虐待の重大事例に関する検証等											
490	児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。											
491	3 数値目標											
492	(追加)					子ども家庭総合支援拠点設置市町村数						H28児福法改正を踏まえた変更
493	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
496	第2節 社会的養護の充実					第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実						国等の言葉の使い方に併せるもの(長期総合計画にも同様の記載)
497	1 めざす姿											
498	<ul style="list-style-type: none"> 様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。 子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。 											
499	2 具体的な取組											
500	(1)家庭養護の推進					(1)より家庭に近い環境での養育の推進						国等の言葉の使い方に併せるもの(長期総合計画にも同様の記載)
501	①地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームへの委託を推進し里親等委託率の向上を図ります。					①地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームでの養育を推進します。						「委託」を言い換えて、シンプルな言い回しに変更
502	②里親が地域の理解と協力のもとに子どもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。											
503	③親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、里親の新規登録を促進します。					③親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、小学校区ごとに複数の里親を目標に、里親の新規登録を促進します。					●	・県民会議(第2回)委員意見を踏まえ変更。策定中の「大分県社会的養育推進計画」に合せるもの
504	④里親家庭等で子どもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。											
505	(2)児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化											
506	②一般家庭に近い生活の場を保障するため「地域小規模児童養護施設」の設置を促進します。					①できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更
507	①できる限り家庭的な環境の中で職員との個別な関係を重視したきめ細かなケアが行えるようケア形態の小規模化(ユニット化)を促進します。					②特に専門的な対応を必要とする子どもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更
508	③職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「基幹的職員」を配置するなど児童養護施設等の高機能化を図ります。					③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更
509	④「家庭支援専門相談員」を活用し、施設に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。					④地域における家庭養育を支援するため、一時的に子どもを受入れる体制を整備します。						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更
510	⑤「トライアル里親事業」を活用し、施設等に入所している子どもの家庭体験を推進します。					⑤子どもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
511	(追加)					⑥児童自立支援施設(二豊学園)や児童心理治療施設(愛育学園はばたき)による、特に専門的な対応を必要とする子どもへの支援を強化します。					●	長期総合計画の見直しとの整合を図る
512	(3)子どもの自立支援の強化											
513	①「児童アフターケアセンターおおいた」を活用し、児童養護施設退所者等に対する生活訓練や就労支援の充実を図ります。					①社会的養護自立支援事業者(児童アフターケアセンターおおいた)による相談支援及び就職、進学や資格取得に伴う貸付の実施等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。						社会的養護自立支援事業の内容を追記
514	②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。											
515	③「自立援助ホーム」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。											
516	(4)施設や里親家庭で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止											
517	③「子どもの権利ノート」の活用を促進するなど、児童養護施設や里親等のもとで子どもが自らの意思を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。					①子どもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、「子どもの権利ノート」の活用の促進等により、子どもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。						苦情解決体制(第3期519行目)の整備を切り分け
518	②被措置児童等虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。					②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。						「被措置児童等虐待」を言い換えて、シンプルな言い回しに変更
519	①子どもの権利養護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、子どもが気軽に相談できる環境や苦情解決体制の整備を行います。					③子どもの苦情等意見表明の機会の確保など、子どもの権利を擁護する仕組みの在り方について、今後の国の検討結果を踏まえ、必要な体制整備を行います。						令和元年児福法改正を踏まえた変更(研修実施については517行目に統合)
520	3 数値目標											
521	里親等委託率					家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合						理解しやすい言い回しに変更(長期総合計画にも同様の記載)
522	里親登録者数											
523	児童養護施設の本体説敷地内で行う小規模グループケア率											
524	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数											
525	児童家庭支援センター数											
526						児童養護施設等の一時保護専用施設数						H28児福法改正等に基づき出された、H30厚労省通知を踏まえた変更
527	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数					児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)						累計の表記追加

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
530	第4節 子どもの貧困対策の推進					第3節 子どもの貧困対策の推進						長期総合計画の節順とする(第3節と第4節を入替)
531	1 めざす姿											
532	<p>・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育機会の均等を図ります。</p> <p>・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。</p>					<p>・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、子どもたちへの教育・生活の支援や、子どもの居場所としての「子ども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。</p> <p>・(変更なし)</p>						めざす姿の書きぶりを変更(長期総合計画の見直しにも同様の記載)
533	2 具体的な取組											
534	(追加)					(1)教育の支援						
535	国が平成26年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」(仮称)を策定し、子どもの貧困対策を計画的に推進します。					①学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、また、高等学校等における就学継続のための支援を行います。						現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた ※3期計画策定時は上記計画が存在しなかった
536	(追加)					②幼児教育の質の向上及び保育所等での子どもの貧困の早期発見 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携した子どもの貧困の早期発見に努めます。						現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた また、子どもの貧困は早期に発見する必要があることから追加で記載(長期総合計画の見直しにも同様の記載)
537	(追加)					③就学支援の充実 ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。 イ 「高校生等就学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。						現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
538	(追加)					④大学等進学に対する教育機会の提供 大学に在学し、かつ、優秀な資質を有し、経済的理由により修学困難な者に対する大学奨学金の貸付制度について、教育の機会均等が図られるよう、その周知と円滑な実施を支援します。						現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
539	(追加)					⑤生活困窮世帯等への学習支援 生活困窮世帯の子どもを対象に居場所づくりを含む学習支援を実施します。						現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
540										(2)生活の支援		
541				(追加)						①保護者の生活支援 生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、 経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図 ります。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
542				(追加)						②子どもの生活支援 ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常 生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。 イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよ う、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
543				(追加)						③子どもの就労支援 ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のない子ども等への就労 支援を行います。 イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職 者等の就職相談や就活の支援を行います。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
544				(追加)						④その他の生活支援 子育て世帯等の県営住宅への優先入居を推進します。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
545				(追加)						(3)保護者に対する就労の支援		
546				(追加)						生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施 し、生活の安定が図られるよう努めます。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた
547				(追加)						(4)経済的支援		
548				(追加)						放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生奨学給 付金の給付等による経済的支援を行います。		書きぶりを変更(長期総合計画の見直しに も同様の記載)
549				(追加)						(5)子ども食堂への支援		
550				(追加)						ア 市町村と連携し、「子ども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機 能強化に伴う経費について助成します。 イ 開設希望者への相談対応や研修会を開催します。 ウ 困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見に繋げるため、関係 者による「子ども食堂地域ネットワーク」を形成します。		現在の「子どもの貧困対策推進計画」(H27 ～R2、中間見直しH30)の記述に合わせた

	B	C	D	E	F					G	H	I	J	K					L	M											
4	現行計画(第3期計画)										新計画(第4期計画)										事前資料 送付後の 変更	変更理由等									
551	3 数値目標 (追加)										3 数値目標																				
552											生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率											現在の「子どもの貧困対策推進計画」の目標値に合わせた									
553											生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率											現在の「子どもの貧困対策推進計画」の目標値に合わせた									
554											児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率											現在の「子どもの貧困対策推進計画」の目標値に合わせた									
555											児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率											現在の「子どもの貧困対策推進計画」の目標値に合わせた									
558	第3節 ひとり親家庭への支援										第4節 ひとり親家庭への支援											長期総合計画の節順とする(第3節と第4節を入替)									
559	1 めざす姿																														
560	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の子どもの心身にわたる健やかな育成を目指します。 母子家庭の母及び父子家庭の父が、健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指します。 										<ul style="list-style-type: none"> (変更なし) 母子家庭の母及び父子家庭の父それぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親と子どもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指します。 											母子、父子それぞれの家庭において、抱える悩みや課題があるため、書きぶりを修正した。									
561	2 具体的な取組																														
562	(1)相談体制と情報提供の充実																														
563	①相談事業の充実 ア 大分県母子・父子福祉センターや母子・父子自立支援員において、母子・父子自立支援プログラムの作成などを通じ、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもの不安や悩みに対するケアについても配慮します。 イ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子・父子自立支援員をはじめ相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。										①相談事業の充実 ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。 イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。											現在の「ひとり親家庭等自立促進計画」(H27～R2、中間見直しH29)の記述に合わせた									
564	②適切な情報提供の推進 相談窓口や各種制度・サービスの情報を、適切に提供できる体制を整えます。										②適切な情報提供の推進 様々な支援施策についての情報提供を行い、希望者が適切なサービスを受けることができるよう努めます。											現在の「ひとり親家庭等自立促進計画」(H27～R2、中間見直しH29)の記述に合わせた									
565	③関係団体や地域との連携 ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。																														

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
566	(2)子育てや生活支援策の充実											
567	①保育・子育て支援サービス等の充実 ア 就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。 イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。											
568	②生活支援サービスの充実 ア ひとり親家庭における県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。 イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。											
569	③子どもの学習支援、就職支援の推進 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう、関係機関と連携し、奨学金利用などの支援を行います。											
570	(追加)					④ひとり親家庭への支援施策の広報・周知を強化 ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、広報・周知を強化します。						支援施策の広報強化について追加記載 (長期総合計画の見直しにも同様の記載)
571	(3)就業支援の推進					(3)就業支援の推進						
572	①就職あっせん等の充実 ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所(ハローワーク)や大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。 イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。					①就職あっせん等の充実 ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所(ハローワーク)やひとり親家庭支援プラザ(大分市)、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。 イ (変更なし)						大分市の施設を追加
573	②職業能力開発への支援 ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。 イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
574	③支援機関の専門性の向上と連携の強化 母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。											
575	(4)養育費確保及び面会交流支援対策の充実											
576	①広報・啓発活動の充実 養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。											
577	②養育費確保に向けた支援 養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。また、法テラス等関係機関との連携を行い、支援体制を確保します。					②養育費確保に向けた支援 養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。						変更なし 支援体制については、下記の④面会交流支援の体制づくりで記載するため、削除した
578	③適切な面会交流の支援 子どもと非同居親との面会交流について、相談を通じ、取り決めなどへの支援を行います。					③面会交流の実施に向けた支援 子どもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、父母の同意があった場合は面会交流を支援します。						R元年度からの新規事業
579	(追加)					④関係機関との連携による体制づくり 家庭裁判所調査官OBやNPO法人等による連絡会を開催し、面会交流を支援する体制を確保します。						R元年度からの新規事業
580	(追加)					⑤支援者向け研修会の開催 面会交流支援者の資質向上を図るため、研修会を開催します。						R元年度からの新規事業
581	(5)経済的支援の充実											
582	①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。											
583	②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。 なお、平成24年12月から現物給付制度を導入し、利用者の負担軽減を図っています。					②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。						現物給付制度は定着したことから、削除
584	3 数値目標											
585	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数											
586	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)											
587	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
588	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率											
589	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数											
590	母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率					母子家庭自立支援給付金利用者の就職率						書きぶりを変更(長期総合計画の見直しにも同様の記載)
593	第5節 障がい児への支援											
594	1 めざす姿											
595	<ul style="list-style-type: none"> 障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある子どもやその親を社会全体、地域全体で支え、見守る環境が醸成されます。 障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。 					<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。 障がいのある子どもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないように、家族に寄り添った支援を充実します。 						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
596												
597												
598	2 具体的な取組											
600	(1)早期発見・早期療育体制の充実					(1)障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援						
601	①乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図るとともに、育成医療や未熟児養育医療などの公費負担制度の利用促進を図ります。					①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
602	②市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣し、就学前に発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制の整備を進めるとともに、地域の小児科医等に対して発達障がいの診断に関する研修を実施し、地域で発達障がい児を支える医療体制づくりを進めます。					②在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)と、障害者総合支援法による支援(居宅介護、短期入所、日中一時支援等)を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
603	(追加)					③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」の記載内容に合わせた変更及び保育コーディネーターの記述等の追加
604	(追加)					④就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
605	(追加)					⑤施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
606	(追加)					⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする、障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
607	(2)ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備					(2)よりきめ細かな対応が必要な障がいのある子どもへの支援						
608	①障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な地域で提供する体制の整備を進めます。					①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
609	②地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを、県内全ての障がい保健福祉圏域に設置し、発達に課題のある児童を早期に療育につなげる体制づくりを進めるとともに、療育担当職員の研修を実施するなど、センター機能の向上を図ります。					②発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
610	③障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関が、障がい児の支援に係る情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援につなげるよう、保護者の了解のもと、個別の発達支援ファイルの作成・活用を乳幼児健診等の関係機関や教育委員会と連携して推進します。					③人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
611	(追加)					④強度行動障がいのある子どもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をするといった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。子どもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
612	(3)障がい児に対する支援の充実					(3)障がいのある子どもの家庭への支援						
613	①在宅の障がい児(者)が、身近な地域で相談・支援が受けられるように、障がい児等地域療育等支援事業(巡回療育相談、訪問援助等)の充実を図ります。					①家族の介護負担等の軽減と子どもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
614	②保育所等において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施し、保育所等の機能強化を図ります。また、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを支援します。					②親の会など家族団体は、同じ障がいのある子どもの親同士が気軽に本音を言い合えることができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。						保育コーディネーターの記述追加
615												平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
616	③在宅の障がい児に対して、児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)と、障害者総合支援法による支援(居宅介護、短期入所、日中一時支援等)を組み合わせ提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。					③障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターを養成・活用し、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
617	④施設に入所している障がい児に対して、18歳以上になっても継続した支援を受けられるよう、市町村との連携を図るとともに、障がいの重度・重複化への対応や自立支援の機能を強化するなど支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援を提供します。					④子どもの発達が気になる保護者に対し、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会(ペアレントプログラム)を実施します。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
618	⑤発達障がい児等への専門的支援を行う発達障がい者支援センターに専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及・啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がい児等支援の強化を図ります。					⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
619	⑥発達障がいに関する専門的知識を有する人材(発達障がい者支援専門員)を養成する研修を実施し、研修修了者を関係機関や家庭などに派遣して、地域で発達障がい児等を支援する体制づくりを進めます。					(削除)						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
620	(4)家族支援の充実					(削除)						
621	①家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の活動を充実させるとともに、障害児相談支援従事者の相談対応技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族に対する相談支援の充実を図ります。					⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのある子どもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及啓発を行います。						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更
622	②親の会などの家族団体は、同じ障がいがある子どもを持つ親同士が気軽に本音を言い合える情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族会主催行事の情報を広く提供するほか、家族同士の交流や研修会など、家族団体の活動を支援します。					(削除)						平成30年度に策定した「大分県障がい者計画」に合せた項目立て及び取組内容の変更((3)に内容を拡充して移動)
623	(5)特別支援教育の推進					(4)特別支援教育の推進						
624	①障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。					①障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。						文部科学省における標記(「一人一人」)を参考に変更

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
625	②障がいのある子どもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化、重複化、多様化に対応した指導や支援の充実を図ります。											
626	③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。											
627	④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもに対する支援体制の整備・充実を図ります。					④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもに対する支援体制の整備・充実を図ります。						義務教育学校設置に伴う文言修正
628	⑤発達障がい等の障がいのある子どもへの指導・支援の方法等について助言等を行うため、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。											
629	⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。											
630	⑦通常の学級に在籍する障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の設置・充実に努めます。											
631	3 数値目標											
632	発達相談支援につながった未就学児数(累計)					(削除)						障がい福祉に係る各計画の数値目標は全てR2末に設定しており、現段階で新たな目標設定は困難であるため
633	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率											
639	第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応											
640	1 めざす姿											
641	・いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。											
642	・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。											
643	・学校に行きたいのに不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
644	2 具体的な取組											
645	(1)いじめ・不登校への支援											
646	①24時間いじめ相談ダイヤルを設置していつでもどこでもいじめの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、重大ないじめ事案についてはいじめ解決支援チームを派遣して早期の解決を図ります。					①24時間子供SOSダイヤルやネットいじめ相談、SNS等によるいじめ等通報窓口を設置していつでもどこでもいじめの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、重大ないじめ事案については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。						・24時間いじめ相談ダイヤル→24時間子供SOSダイヤル ・ネットいじめ相談を追加 ・SNS等によるいじめ等通報窓口を追加
647	②ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、メールを活用した相談を行うとともに、近年ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)を利用したネットいじめが増加している傾向から、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。					②ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、LINE等を活用した相談を行うとともに、近年ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)を利用したネットいじめが増加している傾向から、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。						LINEによる相談が多いので、メールをLINEへ変更した。
648	③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。					③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。						社会福祉士等のソーシャルワーカーを追加
649	④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。											
650	⑤保育所や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。											
651	⑥地域不登校防止推進教員を県内全郡市(国東市は姫島村を含む)に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」と学校、家庭、関係機関が連携し、不登校の未然防止に向けて取り組みます。					⑥地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村(玖珠町は九重町を、国東市は姫島村を含む)に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」等と学校、家庭、関係機関が連携し、不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立に向けて取り組みます。						地域不登校防止推進教員→地域児童生徒支援コーディネーターへ名称変更
652	⑦県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
653	(2)ひきこもり等の若者への支援 ニート、ひきこもり、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行う「大分県青少年自立支援センター」、若者の就職支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」、児童養護施設等の退所者支援を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を1か所に集約して開設した「おおいた青少年総合相談所」において、これまで点在していた各相談窓口のワンストップ化による連携強化に加え、様々な支援機関との連携を密にし、相談者に最適な支援を行います。 また、そうした専門機関に加え、平成27年4月1日に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、ひきこもりの若者等を含む地域の生活困窮者の支援を行う窓口が設置されます。専門機関と連携を図りながら、身近な地域での支援も推進していきます。					ニート、ひきこもり、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行う「大分県青少年自立支援センター」、若者の就職支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」、児童養護施設等の退所者支援を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を1か所に集約して開設した「おおいた青少年総合相談所」において、これまで点在していた各相談窓口のワンストップ化による連携強化に加え、様々な支援機関との連携を密にし、相談者に最適な支援を行います。平成30年4月には、JR大分駅近くに移転し、利用者の利便性をさらに高めるとともに、学習支援のほか、商店街等「まちなか」を活用した体験プログラムの提供、訪問支援(アウトリーチ)の実施など、支援の充実を図っています。 また、そうした専門機関に加え、平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、ひきこもりの若者等を含む地域の生活困窮者の支援を行う窓口が設置されました。専門機関と連携を図りながら、身近な地域での支援も推進していきます。						青少年自立支援センターが、「まちなか」に移転し、自立支援プログラムやアウトリーチの対応など機能充実を図ったことを追加。 H27に法が施行されたので、語尾を修正。
654												
655	3 数値目標											
656	不登校児童生徒の出現率(小学校)											
657	不登校児童生徒の出現率(中学校)											
658	いじめ解消率											
659	青少年自立支援センターの相談件数											
662	第7節 在住外国人の親と子どもへの支援											
663	1 めざす姿											
664	・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。											
665	・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。											
666	2 具体的な取組											
667	(1)在住外国人・留学生への情報提供と支援											
668	①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「おおいた国際交流プラザ」において、携帯メールや情報誌による生活情報の提供や、在留資格や医療など様々な相談対応を多言語で行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。さらに、地域子育て支援拠点に従事するスタッフ等に対して研修を行い、在住外国人の子育て支援の充実を図ります。					①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。						在住外国人が生活に関わる様々な事柄について、情報提供・相談を行う一元的な窓口を、本年6月、おおいた国際交流プラザ内に新たに設置するため(本年6月以降、常設窓口を設置することとしたため、指標(外国語対応相談窓口開設時間数)は削除)

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
669	②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。					②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。						平成28年10月に「おおいた留学生ビジネスセンター」を開所し、留学生の就職と起業を支援しているため
670	(2)地域や学校における異文化理解の取組											
671	①地域住民のための国際理解セミナーを実施するとともに、留学生等外国人と地域住民との交流の機会を設けます。					①地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。						実態に即した記述に変更
672	②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。											
673	(3)外国人児童生徒の自己実現の支援											
674	①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。											
675	②外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。											
676	③PTA活動等様々な機会を捉えて、外国人児童生徒に関わる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。											
677	3 数値目標											
678	外国語対応相談窓口開設時間数					(削除)						相談窓口を多言語(17言語)で常設(月～土の開庁)にしたことで、必要な相談体制を整えることができたため
679												
687	第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進					第7章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進						
688	第4項(第1節)の幼児教育の充実					第1節 幼児教育の充実						
689	1 めざす姿											
690	・幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られます。 ・地域の幼稚園や保育所等の教育課程・保育課程に関する情報が発信され、保護者が適切に選択できるようになります。					幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるように、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。						幼児教育センターの趣旨に基づいて修正。
691												
692	2 具体的な取組											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
4												
693	①小学校1年生における「小1プロブレム」の発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消するため、認定こども園、幼稚園、保育所、及び小学校等の教職員を対象とした研修会等を実施します。											
694												
695	②認定こども園、幼稚園、保育所等就学前施設における教育等の計画(教育課程・保育課程)を充実したものにすため、研修会等の開催、教育課程・保育課程の実態調査を行うとともに、必要に応じ指導・助言を行います。											
696												
697	③子ども・子育て支援新制度に対応する幼児教育振興プログラムの策定・改善を働きかけます。					③幼児教育振興プログラムの策定・改善を働きかけるとともに、園内研修の充実を図るための市町村における幼児教育アドバイザー、園内リーダーを養成する研修会を実施します。						市町村アドバイザー配置を推進するため具体的な取組を修正
698												
699	3 数値目標											
700	保育力向上研修会を受講した教諭・保育士等の数(のべ)					(削除)						R1よりキャリアステージに応じた研修体系を構築したため削除
701	(新規の指標設定)					幼児教育アドバイザー養成研修の認定数(のべ)(研修は令和2年度より)						園や地域で幼児教育の質の向上を推進していく人材を養成する目的で実施される、「幼児教育アドバイザー養成研修」の受講者数(=認定数)を指標とする方が相応しいと考えるため
702												
705	第1節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり					第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり						
706	第1項 確かな学力の育成											
707	1 めざす姿											
708	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、学習意欲を高めるとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。 学習情報の公表等、開かれた学校づくりを進めます。 学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。 					<ul style="list-style-type: none"> 子どもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。 (削除) (変更なし) 						<ul style="list-style-type: none"> ポツ1は、「新大分スタンダード」の文言に修正。 ポツ2は、「第4項信頼される学校づくり」と重複するため削除。
709												
710	2 具体的な取組											
711	(1)小・中学校の学力向上対策に係る支援											
712	①子どもの習熟の程度や適性に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導方法の工夫や改善を行います。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
713	②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。											
714	③小学校から中学校までの9年間を通して指導の連続性が図られるよう、近隣の小・中学校間の連携を促進します。					③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。						小・中連携は浸透してきた。現在の課題である組織的な授業改善に変更する。
715	(2)家庭や地域等学校外での学習活動に係る支援											
716	①毎日の積み重ねにより学力の定着が図られるよう、親や保護者に対する助言等を通じ、家庭における学習習慣の確立を支援します。					①毎日の積み重ねにより学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や土曜日等における学習支援を実施し、家庭における学習習慣の確立を支援します。						①と②を合わせた内容に変更
717	②学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や土曜日及び、夏休み等長期休暇中における学習支援を実施します。					(削除)						②の内容を①に追加し、削除
718	(3)各市町村教育委員会に対する支援											
719	①市町村学力向上アクションプランの作成や学校全体による組織的な取組及び家庭や地域と連携した取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。					①市町村学力向上アクションプランの作成や学校全体による組織的な授業改善の取組及び家庭や地域と連携した取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。						文言修正
720	②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員の加配を行います。					②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。						加配教員の見直しにより、名称等も変更になる予定のため。
721	3 数値目標											
722	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(小学校)					児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】						平成31年度の全国学力・学習状況調査から調査内容が変更となり、A問題(知識・技能)、B問題(思考力・判断力・表現力)の区分がなくなったため(県長計も同様に変更予定)
723	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(中学校)					児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】						平成31年度の全国学力・学習状況調査から調査内容が変更となり、A問題(知識・技能)、B問題(思考力・判断力・表現力)の区分がなくなったため(県長計も同様に変更予定)

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
724	第2項 豊かな心の育成											
725	1 めざす姿											
726	・生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身につけることができます。					・生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身につけることができます。					文字修正	
727	・子どもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとき、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。					・(変更なし)						
728	・子どもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。					・(変更なし)						
729	・子どもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。					・(変更なし)						
730												
731	2 具体的な取組											
732	(1)道徳教育の充実											
733	①生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を育み、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、道徳的実践力が育成できるよう、道徳授業(小・中学校等)の工夫・改善や、教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図ります。					①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。						「道徳教育の充実」に関する「具体的な取組」を記載する部分であるため、県長期教育計画内の「道徳教育の充実」内の記載と同じ記載に修正するもの。
734	②福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア活動に積極的な学校の取組を支援します。					(削除)						学校への支援(補助)制度は廃止しているので項目削除
735	③児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。					②(内容変更なし)						項目番号ズレ
736												
737	(2)コミュニケーション能力の養成											
738	気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力を養成するため、学校教育活動全体を通じて伝える力や他者の思いを受け取る力を養うとともに、児童生徒が互いに話し合っ課題を解決する機会等を設けます。											
739	(3)文化芸術活動の充実											
740	子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、学校に芸術家等の派遣を行うとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。											
741	(4)読書活動の充実											
742	①子どもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において週1回以上の読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
743	(追加)					②子どもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書(子ども読書リーダー)」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。						不読率の高い中学生・高校生の読書活動を活性化するとともに、子ども読書関係者の意識向上を図るために追加
744	②子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。					③子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。						番号ズレ
745	③大分県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、小・中学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデー)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。					④大分県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、小・中学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデー)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。						番号ズレ
746	④家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、読書活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、早い時期での子どもの読書習慣形成のため、乳児期からの読書活動を支援するテキストの作成や研修を実施します。					⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣し、読書活動に役立つ情報の収集・提供・研修を実施します。						乳幼児期からの読書活動支援するテキスト作成や研修事業の終了のため削除及び追加・変更
747	3 数値目標											
748	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(小5)					1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(小5)						教育長計に揃えた指標に変更
749	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(中2)					1か月に1冊以上本を読まない児童生徒の割合(中2)						教育長計に揃えた指標に変更
752	第3項 健康・体力づくりの推進											
753	1 めざす姿											
754	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。 ・子どもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。 											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
755	2 具体的な取組											
756	①児童の体力向上を図るため、体育専科教員を県下全域に配置し、学校体育の充実を図るとともに、運動に取り組みやすい環境の整備を促します。					①児童・生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図るとともに、運動に取り組みやすい環境の整備を促します。						体力アップおおいた推進事業では、小学校・中学校の推進校を指定し、体力向上を図っているため。
757	②運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進するとともに、その資質向上に努めます。					②運動部活動の充実を図るために、部活動指導員の活用を促進するとともに、その資質向上に努めます						平成30年度から部活動の充実を目指し部活動指導員制度の活用を開始しているため。
758	③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において、体力向上プランを作成し、プランに基づいた児童生徒の体力向上に向けた「一校一実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。											
759	3 数値目標											
760	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 男子)											
761	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 女子)											
764	第5項 信頼される学校づくり					第4項 信頼される学校づくり						
765	1 めざす姿											
766	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域住民の意向が学校運営に反映されることにより、学校がより身近になります。 ・情報提供や施設の開放等により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。 ・保護者の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、特色を生かした教育活動を展開できます。 											
767												
768												
769												
770												
771												
772												
773												
774	2 具体的な取組											
775	(1)開かれた学校づくりの推進					(1)地域とともにある学校づくりの推進						「開かれた学校」から一歩踏み出した「地域とともにある学校」を目指しているため
776	①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。											
777	②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)において、県民が身近な場所で教育や子どものことを考える機会を提供します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
778	③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。											
779	④保護者や地域住民からなる「学校運営協議会制度」や、外部関係者の客観的評価などを活用して、より地域に密着した特色ある教育活動を展開し、その取組をホームページ等で積極的に発信します。					④保護者や地域住民からなる「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」や、外部関係者の客観的評価などを活用して、より地域に密着した特色ある教育活動を展開し、その取組をホームページ等で積極的に発信します。						表現の修正
780												
781	⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。											
782	⑥体育館や図書館、余裕教室等、学校施設の開放や、各地域で教員の専門性を生かした講座の実施等、コミュニティの拠点として学校における教育力の積極的な活用を促進します。実施等、コミュニティの拠点として学校における教育力の積極的な活用を促進します。					(削除)						教育長計に記載がないため。 なお、学校施設の開放等は、県立学校については目的外使用として学校長の判断、小中学校については市町村の所管となる。
783	(2)豊かな教育環境づくりの推進											
784	①「芯の通った学校組織」の推進 各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の一層の活用の推進により、子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、不登校等の諸課題に迅速・適切に対応します。											
785	②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。					②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。						平成29年10月に「大分県公立学校教員育成指標」が策定されたため
786	(3)安全・安心な学校づくりの推進											
787	①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。					①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の空調整備や老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。						公立学校施設の耐震化は平成28年度に完了
788	②コンピュータや多機能型端末など21世紀型の新しい教育に適する施設・設備の整備を進めます。					②電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等、新学習指導要領の実施に対応した施設・設備の整備を進めます。						新教育長期総合計画との整合性を図るため

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
789	③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。											
790	④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型インフルエンザなど新たな感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。											
791	3 数値目標											
792	教育庁チャンネルの動画再生数(累計)					学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率(小学校) 学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率(中学校)						現行の教育長計と統一 ※次期長計の目標指標として検討中のため未確定
796	第2節 家庭や地域の教育力の向上					第3節 家庭や地域の教育力の向上						
797	1 めざす姿											
798	<ul style="list-style-type: none"> ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。 ・子どもにとって、地域における活動の場が充実します。 ・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。 ・地域の大人にとって、子どもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。 											
799												
800												
801												
802												
803												
804												
805												
806												
807	2 具体的な取組											
808	(1)家庭の教育力の向上											
809	①親としてのあり方や子育ての楽しさなどについて仲間と一緒に語り合い、今後の家庭教育の実践に活かす参加体験型学習や父親の会の活性化に向けた研修の講師となる「おおいた家庭教育支援推進員」をPTAの研修会等に派遣します。					①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組やPTAの研修、県ホームページにおける情報提供などをおとして支援を行います。						取組項目を整理し、文言を修正
810	②県ホームページにおいて、家庭教育の啓発に関することや子育て相談の窓口紹介など子育てに関する様々な情報を提供し、親への支援を行います。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
811	③家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育についての理解に重点を置きます。					②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。					●	県民会議(第2回)委員意見を踏まえ、保育→家庭保育と狭義の用語に修正
812	(2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり											
813	①公民館等を拠点に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーターの資質向上等を図ります。											
814	②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の児童養護施設等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。 また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。											
815	③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。											
816	④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、技能士や技術者等を学校に派遣し、ものづくり体験教室(小学校)を開催します。また、熟練技能者等を工業系高等学校に派遣して、技能検定2級資格取得や、ものづくりコンテスト等での上位入賞を目指し、技術、技能を集中的に指導します。あわせて、非工業系職種を中心に、高校生の技能検定3級資格取得のための技術指導を行います。					④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子ふれあい技能ひろば」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定3級資格取得のための技術指導を行います。						<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり体験教室はH29まで小学校への技能士等派遣で実施していたが、H30より幅広い層へPRするためイベント・商業施設への開催へ変更した ・大分県技能祭の説明を追加(県民に対する技能PRの場) ・県による技能検定2級資格取得事業はH30年より廃止(職業能力開発協会が厚労省委託事業で実施)、3級は継続
817												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
818	⑤子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めるため、青少年科学体験スペースOLaboを設置し、科学や技術に関する体験を通じて学習できる講座を実施します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。					⑤子どもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-Laboにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。						青少年科学体験スペースO-Laboの活動内容をさらに充実した内容に変更
819	⑥子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。また、小・中・高校生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。											
820	⑦子どもたちが、森林や自然に対する理解や関心を高めるため、「森の先生」を派遣し、森林環境教育を推進します。また、子どもたちが、木のおもちゃとふれあえる木育も推進します。					⑦森林や自然に対する子どもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」を派遣し、森林環境教育を推進します。また、子どもたちが、木のおもちゃとふれあえる木育も推進します。						文章の体裁を整えるもの
821	⑧子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。											
822	⑨「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会を組織し、家庭教育に関する地域課題の解決と親支援を行います。											
823	3 数値目標											
824	大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数											
825	「協育」ネットワークの活用により子どもの学びを支える取組に参加した地域住民の割合					「協育」ネットワークの活用により子どもの学びを支える取組に参加した地域住民の数						県長期計画との整合性を図るため
830	第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり					第8章 子どもにとって安全・安心なまちづくり						
831	第1節 子育てしやすい生活環境づくり											
832	1 めざす姿											
833	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭にとって、ゆとりがあり安心して住める住宅が増えます。 ・住宅と子育て支援施設の近接化が進むことにより、通園、通学の際の子どもの負担や親の不安が軽減されます。 ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・安心して住める住宅が増えることにより、子育てしやすい生活環境を目指します。 ・(変更なし) 						・2項目を集約し、1つに集約
834												
835												
836												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
837	2 具体的な取組											
838	(1)良質な住宅の確保											
839	①子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅のバリアフリー化や建替えを行います。 また、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる、長期優良住宅の普及を図るほか、子ども部屋増築等のリフォーム改修支援を行います。					①子どもの成長や家族構成の変化に対応できる長期優良住宅の普及を図るほか、子ども部屋増築等のリフォーム改修支援を行います。 また、子育て世帯が入居しやすい民間賃貸住宅の供給の促進に取り組みます。						民間賃貸住宅に関する取り組みを追加
840	②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。					②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。 また、子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅の建替等の際はユニバーサルデザインに配慮します。						公営住宅関係を①から②に集約
841	③子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発生する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。											
842	(2)良好な生活環境の確保											
843	①通園や通学、子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅を整備するに当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。					①子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅の整備に当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。						内容修正なし 書きぶり修正
844	②河川や海などの水質を保全するため、下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。 また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」(9月10日～10月10日)を定め、各種啓発活動を実施します。					②河川や海などの水質を保全するため、下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。 また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「おおいたうつくし作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」(9月10日～10月10日)を定め、各種啓発活動を実施します。						名称の変更
845	③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を常時監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。					③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。						実態に即した記述に変更
846	④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。											
847	3 数値目標											
848	バリアフリー化された県営住宅の割合					県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合						各住戸内でのバリアフリー整備であることからの確かな名称に変更(土木建築部長期計画にも同様の記載)

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
852	第2節 安心して外出できる環境づくり											
853	1 めざす姿											
854	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。 ・子どもが、友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。 											
855												
856												
857												
858												
859												
860	2 具体的な取組											
861	(1)子育てバリアフリー化の推進と情報提供											
862	①ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)について、県民への意識の醸成を推進するため、企業等と連携してUD体験空間を設置するほか、小・中学生等に対してUD出前授業を実施するなど、UDに関する広報・啓発に努めます。					①ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)について、県民への意識の醸成を推進するため、小・中学生等に対してUD出前授業を実施するなど、UDに関する広報・啓発に努めます。						UD体験空間に関する記述を削除
863	②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。											
864	③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。											
865	④県ホームページ「大分バリアフリーマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行うとともに、妊産婦の方等も優先して使用できる「大分あったかは一と駐車場」の設置を推進します。											
866	⑤子ども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、子どもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。											
867	(2)安全な遊び場の整備											
868	①子育て家庭が、安心してスポーツ等に親しめるよう、「高尾山自然公園」や「大洲総合運動公園」、「大分スポーツ公園」の老朽化した遊具やスポーツ施設の更新を進めます。また、施設の更新にあたっては、利用者のニーズに合わせた整備を行います。さらに、関係市町村に対しても、国庫補助制度等を活用して、公園整備や老朽化した遊具等施設の更新を行うよう働きかけます。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
869	②豊かな自然と親しみながら、体験農園や親子物づくり教室などを通して農業・農村の文化等を学習し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供する「大分農業文化公園」の運営を支援します。											
870	3 数値目標											
871	ユニバーサルデザイン出前授業受講者数(のべ)					(調整中)						改訂中の地域福祉基本計画の指標を用いる
872	バリアフリーマップ登録施設数					(調整中)						改訂中の地域福祉基本計画の指標を用いる
873	大分あったか・はーと駐車場協力施設数					(調整中)						改訂中の地域福祉基本計画の指標を用いる
874	1人あたりの都市公園等面積											
878	第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり											
879	1 めざす姿											
880	・交通事故の少ない道路交通環境が整備されています。					・交通事故のない道路交通環境が整備されています。						第10次大分県交通安全計画の目標に合わせ、「交通事故の少ない」から「交通事故のない」に変更
881	・地域ぐるみで、子どもを交通事故から守ります。					・地域ぐるみで、子どもを交通事故から守ります。						
882	・子どもが正しい交通ルールを学べます。					・子どもが正しい交通ルールを学べます。						
883												
884	2 具体的な取組											
885	(1)安全な道路交通環境の整備											
886	①子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校及び					子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、道路						取組の内容をより明確にするため。
887	道路管理者等と連携して通学路の「合同点検」を実施し、信号機の新設					管理者及び警察が連携して通学路合同点検を実施し、ガードパイプ、歩						
888	や歩車分離式信号機の導入、横断歩道の更新等、道路交通環境の整					道、信号機の設置、歩車分離式信号機の導入、横断歩道の更新等、道						
889	備を推進します。					路交通環境の整備を推進します。						
890												
891	②生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし					(削除)						ゾーン30の5か年整備計画が終了し、今
892	て、区域、いわゆるゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施し、											後、計画的整備が見込めないため。
893	ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑											
894	制等を図る生活道路対策(ゾーン30)を推進します。											
895	(2)交通安全活動の推進											
896	①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全					①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全						交通安全運動の推進は、季節ごとに限定して実施するものではないため。
897	運動を季節ごとに実施するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓					運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行いま						
898	発を行います。					す。						
899												
900	②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、幼児交通安全クラブ											
901	をはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。											
902												

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
897	③自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の安全利用等についての指導を徹底します。					③自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児同乗用自転車の安全利用等についての指導・安全教育を推進します。						・幼児二人同乗用だけでなく、一人同乗用自転車にも指導・安全教育を推進するため。 ・安全教育にも取り組んでいる旨を追加
898												
899	④シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。											
900												
901	3 数値目標											
902	法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)					県管理道における法指定通学路の歩道整備率						簡潔な表現の名称に変更(土木建築部長期計画にも同様の記載)
903												
904												
905	ゾーン30の設置箇所数					通学路合同点検の実施回数						子どもの交通事故防止のための取組目標を設定するため。
906												
907												
911	第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり											
912	1 めざす姿											
913	・地域ぐるみで、子どもを犯罪から守ります。											
914	・子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。											
915	・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。											
916												
917												
918												
919												
920												
921	2 具体的な取組											
922	(1)子どもを取り巻く有害環境対策の推進											
923	①犯罪被害の未然防止											
924	ア 子どもを犯罪から守るため、地域住民のみなさんと一緒に通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。					ア 子どもを犯罪から守るため、県民が一体となって、子ども達の動静を注意する目を増やします。また、通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。						昨年の新潟での児童殺害事件を受けて入りやすく見えにくい場所の対策を講じてきたが、神奈川県川崎市で発生した児童等殺傷事件は、人目のある場所での犯行であった。よって、児童等に対する見守りの目を増やすことが重要であることから、県民が一体となって子ども達を見守る目を増やすことで、安全確保を図ることとしたい。
925	イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用支援を行います。					イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。						こども連絡所の設置については、市町村教育委員会や学校等の取組である。警察は「保護や通報要領の指導」「講習会の実施」「地域安全情報の提供」など支援を行う。
926	ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
927	エ 登下校時における子どもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。											
928												
929	オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。											
930	カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。											
931	キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。											
932												
933	②子どもの福祉を害する犯罪対策											
934	ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となり、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一扫等を行います。											
935	イ 児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料送付後の変更	変更理由等
936	(2)子どもの非行を防止する取組											
937	①喫煙・薬物乱用の防止											
938	ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。											
939	イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。											
940	②インターネット安全利用の教育推進											
941	ア 学校と連携して、子どもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用についての家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発し、出会い系サイト等犯罪防止対策を推進するとともに、サイバー補導により不適切な書き込みをした少年に接触して被害を未然に防ぎます。											
942	イ 児童・生徒によるSNS(ツイッターやLINE等)の利用に伴う社会問題化が増加している傾向から、児童・生徒・教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通してネット消費者教育を実施します。また、教職員や保護者等に対して情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての講習会を実施し、校内で児童・生徒に指導できる人材を育成します。					イ 児童・生徒によるSNS(ツイッターやLINE等)の利用に伴う社会問題が増加していることから、児童・生徒・教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通してネット消費者教育を実施します。また、教職員や保護者等に対して情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての講習会を実施し、校内で児童・生徒に指導できる人材を育成します。						文言の修正
943												
944	③非行問題に関する相談や支援の実施											
945	ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。											
946	イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。											
947	ウ 子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーの活用を促進します。					ウ 子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。						スクールソーシャルワーカーを追加
948	(3)犯罪被害に遭った子どもへの支援											
949	①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。											

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
4	現行計画(第3期計画)					新計画(第4期計画)					事前資料 送付後の 変更	変更理由等
950	②犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。											
951	③県警広報課の犯罪被害者支援室及び(公財)大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。											
952	3 数値目標											
953	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)											
954	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)											